



西宮市

パートナーシップ・ファミリーシップ
宣誓証明制度手続きガイドブック



西宮市

はじめに

西宮市は、「西宮市性の多様性に関する取組の方針（令和3年3月策定）」に基づき、性的指向及び性自認に関わらず一人ひとりの人権が尊重され、多様な生き方や価値観を認め合い、誰もが自分らしく生きることができるとする社会の実現を目指しています。

その取組の一環として、パートナーシップを形成しようとするお二人もしくはその子または親も含めた家族で宣誓を行い、宣誓したことを市が証明する「西宮市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明制度」を実施しています。

この制度は、法律上の効力（婚姻及び親族関係の形成、相続、税金の控除等）が生じるものではありませんが、パートナーシップ・ファミリーシップを形成したカップルやご家族の思いを行政が尊重することに、大きな意義があると考えています。

制度の導入により、多様な性に対する社会的な理解が進み、互いを尊重し合うことができる社会が実現することを願います。

令和6年4月改定

【目次】

- 1 パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明制度・・・1
- 2 宣誓することができる方・・・2
- 3 宣誓から宣誓書受領証の交付までの流れ・・・4
- 4 宣誓に必要なもの・・・5
- 5 他の自治体で既に宣誓している方が転入した場合・・・10
- 6 宣誓後の手続きについて・・・12
- 7 よくある質問・・・13

1 パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明制度

この制度は、

- ★互いを人生のパートナーとして、日常生活において相互に協力し合うことを約束した一方又は双方が性的マイノリティである二人
- ★上記パートナーシップ関係にある者が、子（養子を含む。以下同じ。）又は親（養親及びその配偶者を含む。）も含め、互いに家族として尊重し日常の生活において相互に協力し合うことを約束したご家族

に対して、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証の交付を行うものです。

法的な効力を有するものではありませんが、市民一人ひとりの人権を尊重し、性的マイノリティの方への社会的理解や性の多様性を尊重する取組を推進するものです。



2 宣誓することができる方

宣誓をするには、一方又は双方が性的マイノリティであることのほかに、以下の要件をすべて満たしている必要があります。

(1) 双方が民法に定める成年に達していること

(2) 一方又は双方が本市内に住所を有するか、本市内への転入を予定していること

一方が西宮市内に住所があれば、もう一方が市外在住者でも宣誓できます。西宮市に転入予定がある場合は、転出証明書、売買契約書、賃貸借契約書など、西宮市へ転入することがわかる書類を提出してください。

(3) 双方に配偶者（婚姻の届出はしていないが事実上婚姻と同様の関係にある者を含む。）がないこと

- 戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）で確認します。
- 外国籍の方は、大使館等で発行される婚姻要件具備証明書（日本語訳を添付）など独身であることを確認できる書類を提出してください。
- 海外で同性婚しているお二人の場合は宣誓可能です。

(4) 双方が当該パートナーシップ宣誓に係る相手以外の者とパートナーシップを形成していないこと

同様の制度を実施している他の自治体等で宣誓者以外の方とパートナーシップの宣誓又は登録を行っている方は、宣誓することができません。

(5) 双方が民法第 734 条又は第 735 条の規定により婚姻をすることができない関係でないこと（3 ページ参照）

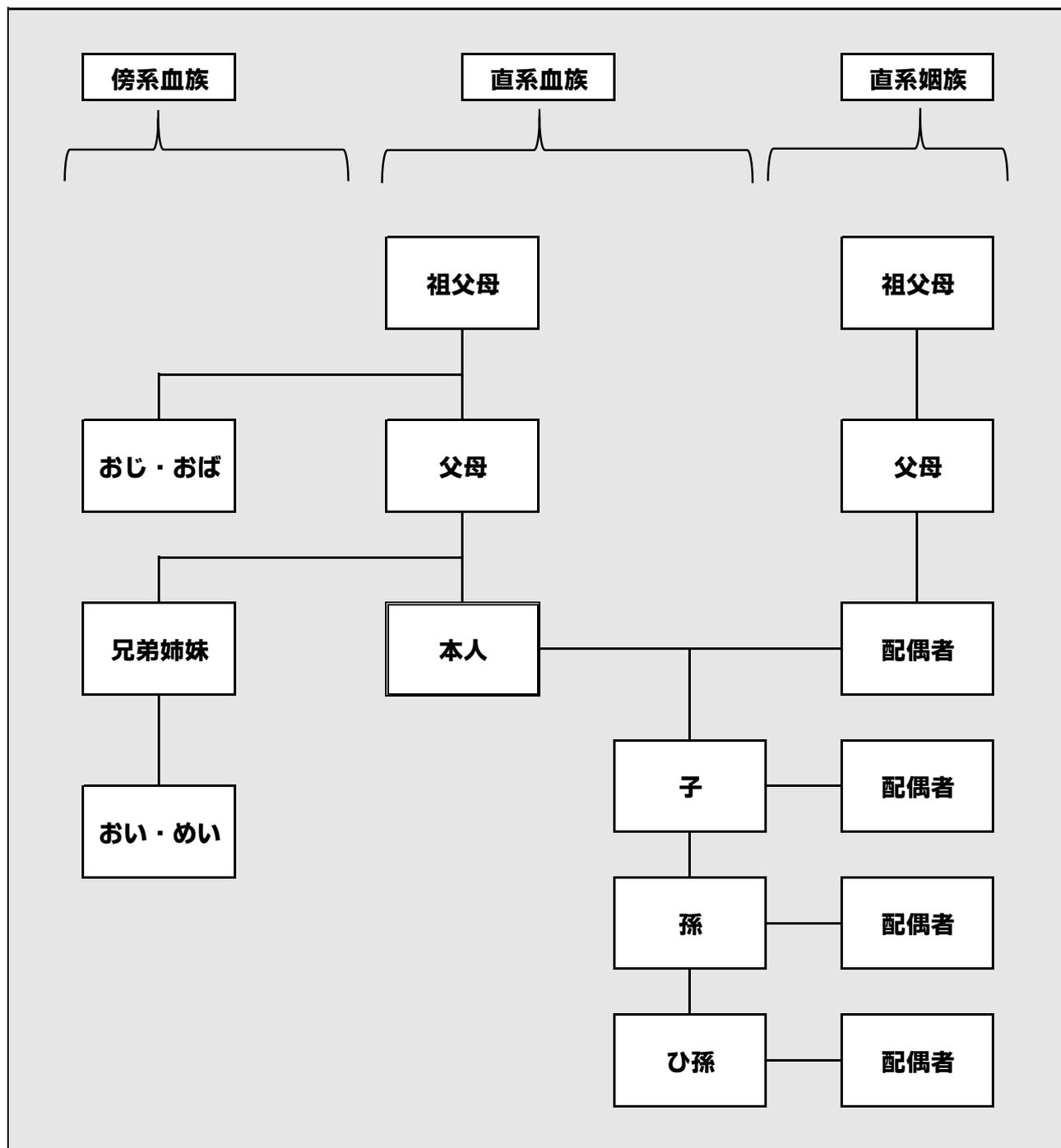
民法第 734 条及び第 735 条の規定により、直系血族、三親等内の傍系血族、直系姻族など婚姻をすることができない関係にある方は宣誓をすることができません。

※ パートナーシップ関係に基づく養子縁組の場合は宣誓可能です。

(6) ファミリーシップ宣誓の場合は、以下の要件も満たすことが必要です。

- ① パートナーシップ関係にある者の子（養子含む）又は親（養親及びその配偶者も含む）であること（15 歳以上の子又は親の場合は本人同意必須）
- ② 本市でファミリーシップ宣誓する者以外の者と、他の自治体でファミリーシップに相当する宣誓をしていないこと

パートナーシップ宣誓をすることができない方（近親者）



※その他、個別の事情がある場合は男女共同参画推進課までお問い合わせください。

3 宣誓から宣誓書受領証の交付までの流れ

(1) 宣誓希望の予約連絡（必須）

- 宣誓を希望される日の原則7日前（土曜、日曜、祝日、年末年始を除く）までに、窓口、電話、メールにて予約連絡をしてください。
- 宣誓希望日時、受付場所、必要書類等の確認を行います。
- 宣誓書の提出は1年中24時間可能ですが、日時により受付場所と持ち物が異なるため、事前に予約連絡がない場合は宣誓を受付することはできません。

予約連絡先（男女共同参画推進課）

電話：0798-64-9495（月～土 午前9時から午後5時）

メール：vo_jyosei@nishi.or.jp

(2) 宣誓書など必要書類の提出

- 事前に調整した日時に必要書類（5ページ参照）をお持ちのうえ、宣誓を行うお二人揃ってお越しください。やむを得ない事情で一方が来られない場合は、その方の委任状と本人確認書類をご持参いただければ宣誓することができます。（ファミリーシップの場合は、子・親はお越しいただく必要はありません。子・親の委任状も不要です。）
- 宣誓希望日時により受付場所が異なります。

【平日の午前9時から午後5時】

場 所：西宮市男女共同参画センターウェーブ（個室対応可能）

住 所：西宮市高松町4番8号プレラにしのみや4階

【平日の執務時間外、土曜、日曜、祝日、年末年始】

場 所：事前連絡時にお伝えします。（個室対応はできません）

- 必要書類の確認と本人確認を行います。
- 書類に不備等がある場合は、宣誓日を延期させていただくこともあります。

(3) 宣誓書受領証の交付

- 書類の不備等がなければ、原則即日交付します。
- 平日の執務時間外、土曜、日曜、祝日、年末年始に提出された場合は、後日、受領証を簡易書留で送付します（送付に係る料金は自己負担）。

4 宣誓に必要なもの

(1) パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書兼確認書（様式第1号）

事前に自署いただいたものをご持参ください。

※ 通称名での宣誓を希望される方は、日常生活においてその通称名を使用していることがわかるもの（社員証、学生証、法人が発行した身分証明書など）の写しを提出してください。

(2) パートナーシップ又はファミリーシップ宣誓する者全員の住民票写し（宣誓日前3か月以内に発行されたもの）

宣誓の対象となる方全員分が必要です。西宮市に住民登録を有する場合は、情報連携に同意いただくことで住民票の写しの添付を省略することができます。

西宮市に転入予定の場合は、西宮市へ転入することがわかるもの（転出証明書、売買契約書、賃貸借契約書など）の写しを提出してください。

(3) 独身であることを証明する書類（宣誓日前3か月以内に発行されたもの）

次の証明を1人1通ずつお持ちください。

- 戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）
- 外国籍の方は、独身であることがわかるもの（大使館等で発行される婚姻要件具備証明書（日本語訳を添付）など）

(4) 本人確認ができるもの

次のいずれかをお持ちください。（6ページ参照）

- 個人番号カード（マイナンバーカード）※通知カード不可
- 旅券（パスポート）
- 運転免許証
- 官公署が発行した免許証、許可証、資格証等であって自己の顔写真が貼付されたもの

(5) 郵便切手（受領証を後日送付する場合のみ）

平日の執務時間外、土曜、日曜、祝日、年末年始に提出された場合は、後日、受領証を簡易書留で送付します（送付に係る料金は自己負担）。事前連絡の際に必要な郵便切手の金額をお伝えします。

(6) ファミリーシップ宣誓の場合は、家族関係を証明する書類（宣誓日前3か月以内に発行されたもの）

※ (3)に記載する提出書類と同一書類となる場合は省略可能

- 戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）
- 外国籍の方は、大使館等で発行される家族関係証明書（日本語訳を添付）など

【(4)に記載している本人確認書類の例】

1枚の提示で足りるもの（例）	2枚以上の提示が必要なもの（例）
<ul style="list-style-type: none">・マイナンバーカード（個人番号カード）・旅券（パスポート）・運転免許証・顔写真付き住民基本台帳カード・身体障害者手帳・在留カード・特別永住者証明書・その他、顔写真付きの官公署発行の証明書など	<ul style="list-style-type: none">・健康保険証・年金手帳・介護保険被保険者証・後期高齢者医療被保険者証・学生証・社員証など

本人確認書類に有効期間が設けられている場合は、有効期間内のみ利用できます。

（有効期間を超えている運転免許証などは、本人確認の書類とはなりません。）

宣誓書受領証の見本（表）

（様式第2号）

宣 誓 第 ○ 号
令 和 ○ 年 ○ 月 ○ 日
（○○○○-1）

西宮市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証

西宮 太郎 様

高松 波 様

昭和○○年○月○日 生

平成○○年○月○日 生

宣誓日 令和○年○月○日

上記の者は、「西宮市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の取扱いに関する要綱」に基づき、パートナーシップ・ファミリーシップを宣誓したことを証明します。

西宮市長 ○○ ○○

宣誓書受領証の見本（裏）

戸籍上の氏名（外国人等の場合は、これに準ずるもの）

氏名： 西宮 花子 様

氏名： 高松 波 様

通称： 西宮 太郎 様

通称： —

備考／（ファミリーシップの場合）子または親の氏名・生年月日

西宮 あさひ 平成〇〇年〇月〇日

高松 あおい 令和〇年〇月〇日

西宮 巖 昭和〇〇年〇月〇日

西宮市として、互いを人生のパートナーまたは家族として協力しあうことを宣誓されたことを証します。

この受領証の掲示を受けられた方は、上記の趣旨を十分にご理解くださいますようお願いいたします。

宣誓書受領証カードの見本

(表)

	西宮市	パートナーシップ ファミリーシップ	宣誓書受領証
西宮市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、宣誓されたことを証します。			
宣誓第1号	交付日 令和〇年〇月〇日		
西宮 太郎 様	高松 波 様		
宣誓日 令和〇年〇月〇日	西宮市長		

(裏)

この受領証の掲示を受けた方へ		様式第3号
西宮市として、お二人が互いに人生のパートナーまたは家族として協力しあうことを宣誓されたことを証します。この受領証の掲示を受けられた方は、上記の趣旨を十分にご理解くださいますようお願いいたします。		
戸籍上の氏名（外国人等の場合は、これに準ずるもの）		
西宮 花子 様	高松 波 様	
昭和〇〇年〇月〇日 生	平成〇〇年〇月〇日 生	
備考/（ファミリーシップの場合）子女の氏名・生年月日		
西宮 あさひ	(平成〇〇年〇月〇日)	
高松 あおい	(令和〇年〇月〇日)	
西宮 巖	(昭和〇〇年〇月〇日)	

5 他の自治体で既に宣誓している方が転入した場合

(1) 「パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク」に加入する自治体から転入した場合の手続き

ネットワークに参加している自治体は、西宮市ホームページ（ページ番号：65770387）でご確認ください。



1. 郵送(窓口に来ることなく手続きできます)

以下の書類を男女共同参画推進課までお送りください。

郵便事故による責任は負いませんので、ご心配な方は簡易書留等をご利用ください。

書類の確認後およそ1週間程度で、本市の受領証を送付いたします。

- パートナーシップ宣誓継続申告書（様式7号）
 - ※ 西宮市転入と同時にファミリーシップ宣誓も行う場合は、裏面も記入
- 転居前の自治体で発行されたパートナーシップ宣誓書受領証（2人分）
- 本市に転入した際の住民票の写し（1通）
- 住所の異動を証明する公的書類（2人分）★
- 切手（通常の郵便料金+簡易書留）
 - ※ 郵便事故を防ぐため、簡易書留でお送りします。
 - ※ 返送先は申告書に記載の住所のどちらかにお二人分まとめてお送りします。

- ファミリーシップ宣誓も行う場合は家族関係を証明する以下の書類も必要
 - ・ファミリーシップ宣誓の対象となる子又は親の住民票の写し★
 - ・戸籍全部事項証明書
 - ・外国籍の方は大使館等で発行される家族関係証明書（日本語訳添付）など

- ★ 西宮市に住民登録を有する場合、情報連携に同意いただくことで添付を省略することができます。

【送付先】〒663-8204 西宮市高松町4-8 プレラにしのみや4階
西宮市 男女共同参画推進課宛

2.窓口

以下の書類を男女共同参画推進課までご持参ください。

申告書提出希望日の原則 7 日前までに、窓口・電話・メールのいずれかの方法で来庁予約をお願いします。

※ 窓口と電話の予約受付時間は月曜～土曜午前 9 時～午後 5 時までです。

宣誓は 1 年中 24 時間受付できますが、日時により受付場所と持ち物が異なります。事前予約がない場合は受付することができません。

- パートナーシップ宣誓継続申告書（様式 7 号）

- ※ 西宮市転入と同時にファミリーシップ宣誓も行う場合は、裏面も記入

- 転居前の自治体で発行されたパートナーシップ宣誓書受領証（2 人分）

- 住所の異動を証明する公的書類（1 通）

- ※ 西宮市に住民登録を有する場合に限り、情報連携に同意いただくことで添付を省略することができます。

- ファミリーシップ宣誓も行う場合は家族関係を証明する以下の書類も必要

- ・ファミリーシップ宣誓の対象となる子又は親の住民票の写し

- ・戸籍全部事項証明書

- ・外国籍の方は大使館等で発行される家族関係証明書（日本語訳添付）など

- ※ 住民票の写しは、西宮市に住民登録を有する場合に限り、情報連携に同意いただくことで添付を省略することができます。

- 月曜から金曜の午後 5 時以降、土曜、日曜、祝日、年末年始に宣誓継続申告書を提出する場合は、郵便切手（通常の郵便料金+簡易書留）

- ※ 郵便事故を防ぐため、簡易書留でお送りします。

- ※ 返送先は申告書に記載の住所のどちらかにまとめてお送りします。

- 本人確認書類の提示。

(2) (1) 以外の場合

5 ページ「宣誓に必要なもの」をご参照いただき、4 ページ「宣誓から宣誓書受領証の交付までの流れ」に沿って、お手続きをお願いいたします。

6 宣誓後の手続きについて

受領証等の再交付・内容変更・返還をされる場合は、事前に窓口、電話、メールにて予約連絡をしてください。**いずれの場合も、本人確認できる書類をご持参ください。**

(1) 再交付

受領証等を紛失、毀損、汚損等された場合、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証再交付申請書（様式第4号）」にて、再交付することができます。

(2) 内容変更

名前、住所の変更等、宣誓内容に変更が生じた場合、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書記載内容変更届（様式第5号）」にて、お手続きが必要です。

(3) 返還

次のいずれかに該当するときは、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証返還届（様式第6号）」を提出するとともに、宣誓書受領証を返還してください。

- ① 宣誓者の意思によりパートナーシップ・ファミリーシップを解消したとき
- ② 宣誓者双方が本市域外に転出した場合（第6条に基づく手続きは除く）
- ③ 虚偽の事実が判明したとき

※市の制度や行政サービス等を受けている場合は、担当部署への手続きも必要です。

(4) ファミリーシップ関係にある子または親の氏名削除

宣誓書受領証に氏名等を記載されたファミリーシップ関係にある15歳以上の子又は親は受領証から自身の氏名を削除することができます。

削除したい場合は、「氏名削除に関する申立書（様式第8号）」をご提出ください。

『受付日時・場所』

日 時：平日（月～金）の午前9時から午後5時

場 所：西宮市男女共同参画センターウェーブ（個室対応可能）

住 所：西宮市高松町4番8号プレラにしのみや4階

※再交付・内容変更・返還・氏名削除のお手続きは、

上記の日時・場所以外ではできません。

7 よくある質問

Q1 プライバシーは守られますか

提出書類や記載内容等の個人情報は、必ず守られます。

西宮市男女共同参画センターウェブでは、個室での対応も可能です。

Q2 宣誓書兼確認書（様式 1 号）はどこでもらえますか

男女共同参画センターウェブ・西宮市役所市民課・支所・アクタ西宮ステーション・サービスセンターでお渡ししています。

※ ウェブ以外は配布のみで、受付はできません。

※ 市ホームページからプリントアウトしていただくこともできます。

Q3 宣誓はどこで受付していますか

平日の午前 9 時から午後 5 時までは、西宮市男女共同参画センターウェブにて受付しています。個室での対応も可能です。

平日の執務時間外、土曜、日曜、祝日、年末年始は、受付場所が異なります。事前連絡時に受付場所をご案内します。個室での対応ができませんので、あらかじめご了承ください。

Q4 宣誓書受領証は即日発行されますか

平日の午前 9 時から午後 5 時まで、西宮市男女共同参画センターウェブにて受付した場合は、原則即日発行します。

平日の執務時間外、土曜、日曜、祝日、年末年始に提出された場合は、後日、受領証を簡易書留で送付します。事前連絡の際に必要な郵便切手の金額をお伝えします。

Q5 郵送での宣誓はできませんか

郵送による宣誓はできません。ご本人様確認が必要となりますので、宣誓者のお二人が揃ってお越しください。やむを得ない事情がある場合、委任状をご持参いただければ、お一人でも宣誓することができます。

Q6 他の人に代理で宣誓をしてもらうことは可能ですか

代理の宣誓はできません。代筆は可能です。

Q7 宣誓に費用はかかりますか

宣誓や宣誓書受領証の交付は無料です。ただし、宣誓の際に提出していただく必要書類の交付手数料、宣誓書受領証を後日送付する場合の送料は自己負担となります。

Q8 戸籍上の性別が同性でないと宣誓できませんか

戸籍上の性別が異性でも、一方又は双方が性的マイノリティであれば宣誓できます。性的指向や性自認を理由に法律婚を選択されないカップルもいると考えられるため、戸籍上の性別は問いません。

Q9 西宮市民でないと宣誓できませんか

一方が西宮市内に住所があれば、もう一方が市外在住者でも宣誓できます。西宮市に転入予定がある場合は、転出証明書、売買契約書、賃貸借契約書など、西宮市へ転入することがわかるものの写しを提出してください。また、転入後 14 日以内に転入したことがわかるもの（住民票の写し等）を提出してください。

Q10 同居していないと宣誓できませんか

必ずしも同居している必要はありませんが、互いに責任を持って協力し合うことを約束した関係であることが必要です。

Q11 パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明制度と婚姻はどう違いますか

婚姻は、民法の規定に基づく法律上の親族となり、相続等財産上の権利や、税金の控除、親族の扶養義務など様々な権利・義務が発生します。パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明制度は、要綱（市の内部規定）に基づいて実施するため、法的効力はありません。

Q12 事実婚の方も宣誓できますか

制度の対象者は一方又は双方が性的マイノリティの方に限定されるため、異性愛のみの事実婚は対象となりません。事実婚の方は健康保険や厚生年金保険の被扶養者となることができるほか、遺族年金の受給が可能であるなど、婚姻に準ずる一定の関係性が認められており、性的マイノリティの方々が直面している状況とは異なります。

Q13 外国で同性婚をしているカップルは宣誓できませんか

日本国内では婚姻が成立していませんので、宣誓できます。その国で発行されている婚姻に関する証明書の写しをご提出ください。

Q14 通称名は使用できますか

性別違和等の理由がある場合には、通称名を使用することができます。通称名の使用を希望する場合、日常生活においてその通称名を使用していることが確認できる書類（社員証、学生証、法人が発行した身分証明書など）の写しを宣誓時に提出してください。通称名を使用した場合には、交付する宣誓書受領証に戸籍上の氏名が記載されます。

Q15 成りすましや偽装等の悪用をされませんか

宣誓を行う際には、独身であることを証明する書類と、本人確認を行うため身分証明書の提示を求めることで、成りすまし等の悪用を防止します。

Q16 西宮市外に転出するときはどうしたらいいですか

双方が市外に転出されると、宣誓の要件を満たさないこととなりますので、返還届をご提出いただき、交付した宣誓書受領証を返還してください。ただし、「パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク」に参加している自治体（西宮市ホームページ（番号：65770387）参照）に転出される場合は、宣誓手続きの簡素化を実施しており、転出先の自治体にご返還いただきます。宣誓の継続方法の詳細については、転出先の自治体でご確認ください。

Q17 関係を解消した場合には、どうしたらよいですか

パートナーシップ・ファミリーシップを解消した場合には、返還届をご提出いただき、交付した宣誓書受領証を返還してください。

Q18 法的効力がないのに、なぜ制度の導入をするのですか

この制度は、性的マイノリティの方々の人権を尊重するためのものです。多様な性に関する差別や偏見がなくなり、性的マイノリティに関する社会的な理解が進むことを願い、制度を導入することとしました。

Q19 家族制度や婚姻制度に影響を及ぼすのではないですか

この制度は、多様な性に関する差別や偏見がなくなり、性的マイノリティに関する社会的な理解が進むことを願い、導入するものであり、家族制度や婚姻制度に何らかの影響を与える目的はありません。

Q20 宣誓書受領証は行政サービス等で利用できますか。

- (1) 市営住宅への入居申込資格の世帯条件を満たすことができます。
- (2) 市の犯罪被害者等支援の遺族要件を満たすことができます。



その他の適用状況は西宮市ホームページ(ページ番号：78435168)でご確認ください。
兵庫県の行政サービスについても利用できる場合がありますので、併せてご覧ください。

西宮市パートナーシップ・ファミリーシップ
宣誓証明制度 手続きガイドブック (第4版)

令和3年4月 発行 (令和7年1月 改訂)

西宮市 市民局 人権推進部 男女共同参画推進課

TEL：0798-64-9495 FAX：0798-64-9496

メール：vo_jyosei@nishi.or.jp